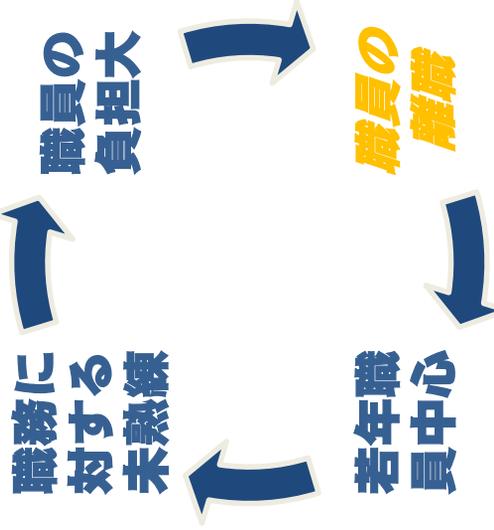


女性刑務官の定着促進

【平成27年度以降向こう3年間で女性刑務官の離職率を半減】

【女性刑務官の現状】



- ・ 女子刑事施設の安定的運営が困難
- ・ 女性職員のライフイベントへの配慮が困難
- ・ 矯正行政における女性の登用が困難

【女性刑務官の課題】

採用後3年未満で **31.3%**の女性刑務官が離職

→ **離職率の低減が喫緊かつ重
要な課題！**

【課題克服のための方策】

- ・ 女性刑務官200人の増配置
- ・ 採用広報活動の体系的・効果的な実施
- ・ 受刑者と直接接する勤務箇所についての複数での勤務の実施
- ・ 幹部職員と一般職員の意見交換会の実施
- ・ 矯正局等上級官庁職員による若年職員の面接の実施
- ・ 採用後1年未満の職員に対する相談・助言・指導等による支援

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	2. 社会の課題解決を主導する女性の育成
中項目	(3) 社会の安全・安心を確保する女性人材の育成拡大
小項目	④ 防衛省・自衛隊における女性の採用・登用の拡大のための取組を進めるとともに、平和・安全保障分野の女性活躍について先進的な取組を行っている諸外国・国際機関等との協力を深め、効果的な取組の共有などを行うことにより、女性隊員の一層の活躍を推進する。
該当施策名 (事業名)	諸外国の女性軍人との交流 (女性活躍シンポジウム)
該当施策の背景・目的	任務の多様化・国際化に伴う自衛隊の活躍の場の広がりにより、これまで以上に家庭との両立を図りつつ任務を遂行する女性自衛官の増加が見込まれる中、女性の活躍について先進的な各国の女性軍人との意見交換等を行うことにより、今後の女性の活躍推進に係る施策の資とし、女性隊員の一層の活躍の推進を図るもの
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 <input checked="" type="radio"/> C 予算 27 年度予算 : 0 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針 : <input checked="" type="radio"/> 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他 (具体的に :)
該当施策概要	女性軍人の占める割合が高く、また、女性軍人の活躍を進めている諸外国の女性軍人を交えたシンポジウムを開催し、女性活躍施策や軍隊における女性の役割などについて意見交換等を行うことにより、今後の女性活躍施策の検討の資とするとともに、活躍する諸外国の女性軍人との交流により、女性自衛官の更なる意欲の向上や防衛省・自衛隊の女性活躍施策の対外的発信を図る。
問い合わせ先 部局課	防衛省 人事教育局人事計画・補任課男女共同参画推進企画室

諸外国の女性軍人との交流(女性活躍シンポジウム)

趣旨

女性の活躍について先進的な取組を行っている諸外国の女性軍人と意見交換等を行い、今後の女性の活躍推進に係る施策の検討の資とし、女性隊員の一層の活躍推進を図る

概要

女性軍人の占める割合が高く、また、女性軍人の活躍を進めている諸外国の女性軍人を交えたシンポジウムを開催し、女性の活躍に係る施策や軍隊における女性の役割などについて意見交換等を実施



- 女性隊員の更なる活躍推進に係る施策の検討の資とする
- 活躍する諸外国の女性軍人との交流により、女性隊員の更なる意欲向上を図る
- 防衛省・自衛隊の女性の活躍推進に係る施策の対外的に発信

86

女性活躍加速のための重点方針2015

(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部(※)決定)

※本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官、女性活躍担当大臣、
本部長：他の全ての国務大臣

2. 社会の課題解決を主導する女性の育成
- (3) 社会の安全・安心を確保する女性人材の育成拡大
- (4) 防衛省・自衛隊における女性の採用・登用の拡大のための取組を進めるとともに、平和・安全保障分野の女性活躍について先進的な取組を行っている諸外国・国際機関等との協力を深め、効果的な取組の共有などを行うことにより、女性隊員の一層の活躍を推進する。

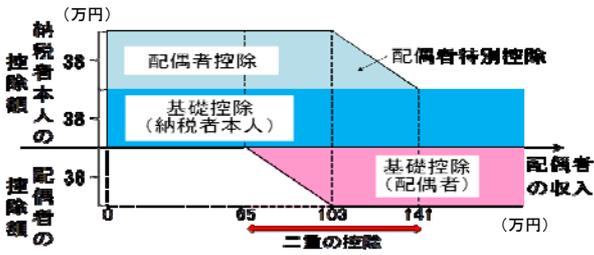


(諸外国の女性軍人との交流のイメージ)

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(1) 女性の活躍を支援する税制・社会保障制度等
小項目	就業調整等につながる可能性のある税制・社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう検討を進め、第4次男女共同参画基本計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う。具体的には、税制における個人所得課税について、各種控除や税率構造の一体的な見直しを検討するとともに、社会保障制度については、平成28年10月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の着実な実施、更なる適用拡大を進める。
該当施策名 (事業名)	女性が働きやすい制度等への見直し
該当施策の背景・目的	『日本再興戦略』改訂2014では、「働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」として、税制、社会保障制度、配偶者手当等について総合的に検討することとされた。これを踏まえ、昨年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、内閣総理大臣から、関係大臣に対して総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示するとともに、人事院にも国家公務員の配偶者手当について検討するよう要請した。女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等の在り方については、世帯所得がなだらかに上昇する、就労に対応した保障が受けられるなど、女性が働きやすい制度となるように具体化・検討を進める。
該当施策の政策手段の分類	<p>A 法令・制度改正</p> <p>B 税制改正要望</p> <p>C 予算</p> <p>27年度予算： 千円</p> <p style="padding-left: 100px;">※内数である場合はその旨記載。</p> <p>28年度要求方針： 新規 拡充 継続</p> <p style="padding-left: 100px;">※該当するものに○をしてください。</p> <p>D 機構定員要求</p> <p>E その他（具体的に：有識者会議において議論）</p>
該当施策概要	税制については、昨年11月に政府税制調査会総会において取りまとめられた「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進めていく。社会保障制度については、年金機能強化法による被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大（2016年10月施行）に加え、社会保障制度改革プログラム法や年金機能強化法附則に設けられた規定に基づき、2016年10月の適用拡大の施行の状況や影響を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていくとともに、2016年10月の施行に合わせて中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講ずる。また、配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使に対しその在り方の検討を促す。
問い合わせ先 部局課	内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）

現行制度

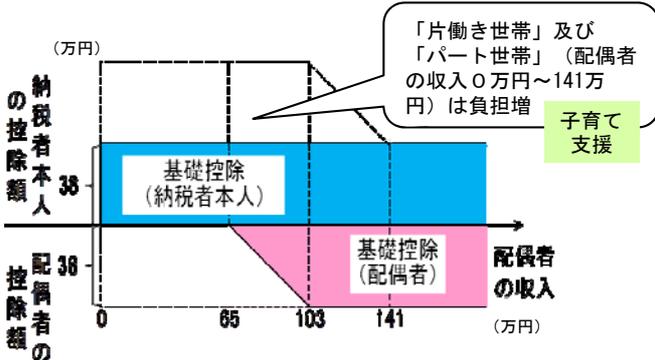
昭和36年（1961年）に配偶者控除が創設されて以来、半世紀が経過。人口減少という大きな構造変化を踏まえれば、今後は「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性が高まる。



- ✓ 共働きが増加している中で、片働きを一方向的に優遇するなど、個人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘。
- ✓ 「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）との指摘。
- ✓ 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘（いわゆる103万円の壁）。

選択肢 A-1…配偶者控除の廃止+子育て支援の拡充

〔 配偶者の働き方（収入）により納税者本人の控除額が影響を受けない中立的な仕組みとするため、配偶者控除を廃止する。〕



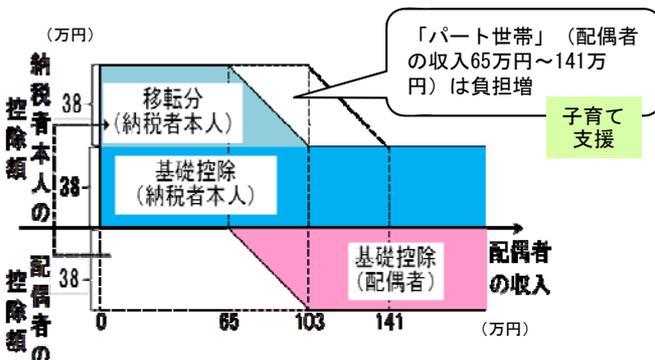
- ✓ 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点等から配偶者がいることに対する税制上の配慮を残すべきではないか。
- ✓ 「片働き世帯」及び「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に「子どものいない低所得の世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

選択肢 A-2…配偶者控除の適用に所得制限+子育て支援を拡充

〔 中低所得の世帯に負担増とならないよう配偶者控除の廃止は高所得の世帯に限定〕

選択肢 B-1…移転的基礎控除の導入+子育て支援の拡充

配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み（移転的基礎控除）を導入し、配偶者の働き方（収入）によらず夫婦2人で受けられる所得控除の合計額を一定とすることで、二重の控除を解消し、中立的な税制に近づける。



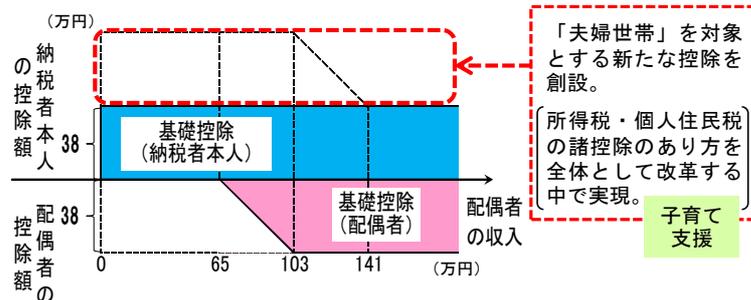
- ✓ 配偶者の税率が納税者本人の税率より低いときには、配偶者が就労せず、納税者本人が配偶者から移転された基礎控除の適用を受ける方が、世帯として税負担軽減額が大きくなるため、配偶者の就労に対し抑制的な効果が働く可能性。
- ✓ 「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に「子どものいない低所得の世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

選択肢 B-2…移転的基礎控除の導入・税額控除化+子育て支援の拡充

〔 夫婦2人で受けられる税負担軽減額が一定となるよう、移転的基礎控除の導入とあわせて基礎控除を税額控除化〕

選択肢 C…「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入+子育て支援の拡充

所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で、配偶者控除に代えて、若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から「夫婦世帯」に対し配偶者の収入にかかわらず適用される新たな控除を創設する。



- ✓ 「夫婦世帯」においても働き方や所得水準などの状況は様々であることから、「夫婦世帯」・「単身世帯」を問わず経済力のある者に対する配慮措置を見直すことを含め、所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現する必要。
- ✓ 税制が結婚に対して中立的でなくなるため、その是非について十分な議論が必要なのではないか。
- ✓ 「夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯」に対する配慮についてどう考えるか。

○ 上記のいずれの選択肢が望ましいかについては、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要。今後の議論によってさらに新たな選択肢が提案されることも考えられる。

○ これからの社会によりふさわしい負担構造を構築するとの観点から行うことを踏まえれば、改正全体としては税収中立あるいは財政中立を念頭に行っていく必要。

『社会保障審議会年金部会における議論の整理 (平成27年1月21日)』(概要) 一抜粋一

※平成27年1月21日付け「社会保障審議会年金部会における議論の整理」を、厚生労働省年金局の責任において編集したもの

1. 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について

- 全体的な方向性としては、更に適用拡大を進めていく必要があることについて、異論はなし。
- 労働力人口の減少が供給要因として経済に影響したり、企業の雇用過剰感が不足超過に転じたことが指摘される中、28年10月の施行後の本格的な適用拡大の検討に先立って、この問題を一步でも前に進めることが重要。

平成28年10月施行の適用拡大の対象から外れるもの、特に企業規模要件を満たさない事業所について、労使の合意を前提として、任意で適用拡大できるようにすることが考えられるとの意見あり。

2. 高齢期の就労と年金受給の在り方について (略)

3. 年金額改定 (スライド) の在り方について (略)

4. 高所得者の年金給付の在り方・年金制度における世代内の再分配機能の強化について (略)

5. 働き方に中立的な社会保障制度について (第3号被保険者制度の在り方を含む)

- 共働き世帯の増加、女性の就業促進が重要な課題であることなどを踏まえ、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性については共有。
- 第3号被保険者は、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要が高くない者など、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても、認識を共有。
- まずは、被用者年金の適用拡大を進め、被用者性が高い人に被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要。

6. 第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱いについて (略)

7. 遺族年金制度の在り方について (略)

平成27年職種別民間給与実態調査における
家族手当に係る調査について
(人事院実施)

○ 調査期間

平成27年5月1日～6月18日

○ 家族手当に係る調査内容

- ① 家族手当制度の有無（配偶者への支給の有無、子への支給の有無）
- ② 配偶者の収入制限（収入制限の有無、収入制限の額）
- ③ 扶養家族の構成別手当月額
- ④ 配偶者の収入に応じた手当額の調整措置の有無及び内容
- ⑤ 配偶者の手当を見直す予定の有無及び内容

(参考) 平成26年職種別民間給与実態調査における調査結果

家族手当制度がある事業所 76.8%

うち 配偶者に家族手当を支給する事業所 92.7%

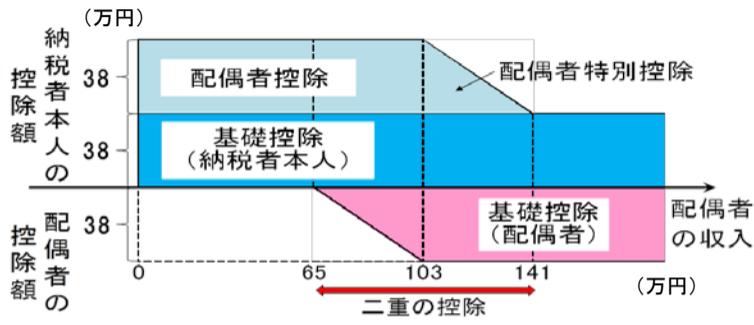
**「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について（抜粋）」
（平成 26 年 12 月 16 日 政労使会議）**

7. 女性が働きやすい制度等への見直し

女性の活躍については、官民を挙げて推進する。政府は、女性が働くことで世帯所得がなだらかに上昇する制度となるよう税制や社会保障制度を見直す。配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使は、その在り方の検討を進める。

現行制度

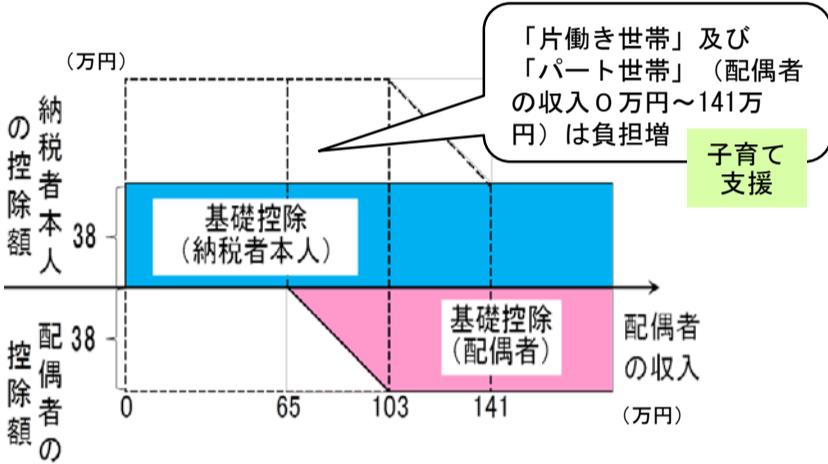
昭和36年（1961年）に配偶者控除が創設されて以来、半世紀が経過。人口減少という大きな構造変化を踏まえれば、今後は「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性が高まる。



- ✓ 共働きが増加している中で、片働きを一方向的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘。
- ✓ 「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）との指摘。
- ✓ 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘（いわゆる103万円の壁）。

選択肢A-1…配偶者控除の廃止+子育て支援の拡充

〔 配偶者の働き方（収入）により納税者本人の控除額が影響を受けない中立的な仕組みとするため、配偶者控除を廃止する。〕



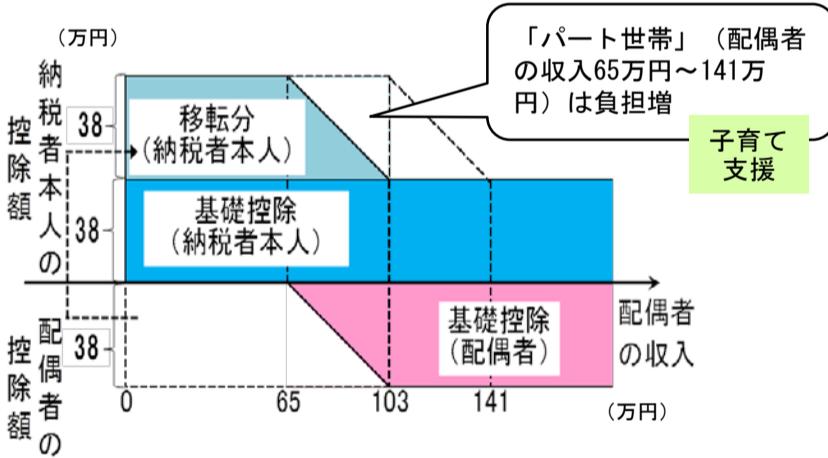
- ✓ 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点等から配偶者がいることに対する税制上の配慮を残すべきではないか。
- ✓ 「片働き世帯」及び「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に「子どものいない低所得の世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

選択肢A-2…配偶者控除の適用に所得制限+子育て支援を拡充

〔 中低所得の世帯に負担増とならないよう配偶者控除の廃止は高所得の世帯に限定〕

選択肢B-1…移転的基礎控除の導入+子育て支援の拡充

配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み（移転的基礎控除）を導入し、配偶者の働き方（収入）によらず夫婦2人で受けられる所得控除の合計額を一定とすることで、二重の控除を解消し、中立的な税制に近づける。



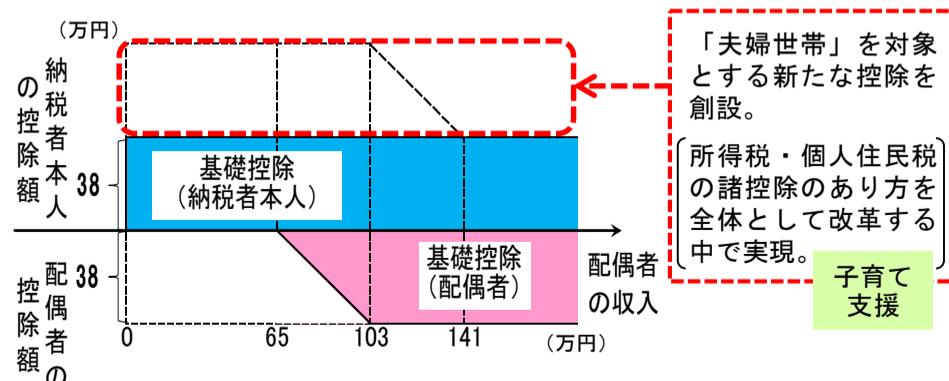
- ✓ 配偶者の税率が納税者本人の税率より低いときには、配偶者が就労せず、納税者本人が配偶者から移転された基礎控除の適用を受ける方が、世帯として税負担軽減額が大きくなるため、配偶者の就労に対し抑制的な効果が働く可能性。
- ✓ 「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に「子どものいない低所得の世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

選択肢B-2…移転的基礎控除の導入・税額控除化+子育て支援の拡充

〔 夫婦2人で受けられる税負担軽減額が一定となるよう、移転的基礎控除の導入とあわせて基礎控除を税額控除化〕

選択肢C…「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入+子育て支援の拡充

所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で、配偶者控除に代えて、若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から「夫婦世帯」に対し配偶者の収入にかかわらず適用される新たな控除を創設する。



- ✓ 「夫婦世帯」においても働き方や所得水準などの状況は様々であることから、「夫婦世帯」・「単身世帯」を問わず経済力のある者に対する配慮措置を見直すことを含め、所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現する必要。
- ✓ 税制が結婚に対して中立的でなくなるため、その是非について十分な議論が必要なのではないか。
- ✓ 「夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯」に対する配慮についてどう考えるか。

- 上記のいずれの選択肢が望ましいかについては、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要。今後の議論によってさらに新たな選択肢が提案されることも考えられる。
- これからの社会によりふさわしい負担構造を構築するとの観点から行うことを踏まえれば、改正全体としては税収中立あるいは財政中立を念頭に行っていく必要。

第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

2. 計画の基本的考え方 (歳入改革)

経済再生に寄与する観点から、現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。また、i)低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し、ii)働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、iii)世代間・世代内の公平の確保など、経済社会の構造変化を踏まえ、税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行うこととし、政府税制調査会を中心に具体的な制度設計の検討に速やかに着手する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[5]歳入改革、資産・債務の圧縮

(1)歳入改革

②税制の構造改革

(基本的考え方)

人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、**税体系全般にわたるオーバーホールを進める**。その中で、**将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する**。特に、i)夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる、ii)格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、**持続的成長を担える社会の実現を目指す**。

このため、以下の基本方針を踏まえ、具体的な制度設計について速やかに検討に着手し、税制の見直しを計画期間中、できるだけ早期に行う。その際、**今後の改革の中心となる個人所得課税については、税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う**。

(改革の基本方針)

i) 成長志向の法人税改革

- ・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。

ii) 低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し

- ・ 年齢ではなく経済力を重視する一方、成長の担い手である若い世代を含む低所得層に対しては、社会保障給付制度との整合性を勘案しつつ総合的な取組の中で、勤労意欲を高め、安心して結婚し子どもを産み育てることができている生活基盤の確保を後押しする観点から税負担構造及び社会保険の負担・適用構造の見直しを進める。

iii) 働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保

- ・ 女性の活躍推進・子ども子育て支援の観点等を踏まえつつ、多様化する働き方等への中立性・公平性をより高めるため、早期に取り組む。

iv) 世代間・世代内の公平の確保等

- ・ 年齢ではなく所得や資産などの経済力を重視しつつ、世代間・世代内の公平を確保する。
- ・ 資産格差が次世代における子女教育などの機会格差につながることを避ける必要があること、また、老後扶養の社会化が相当程度進展している実態の中で遺産の社会還元といった観点が重要となっていること等を踏まえた見直しを行う。

v) 地域間の税源の偏在是正

- ・ 地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えの下、引き続き税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。

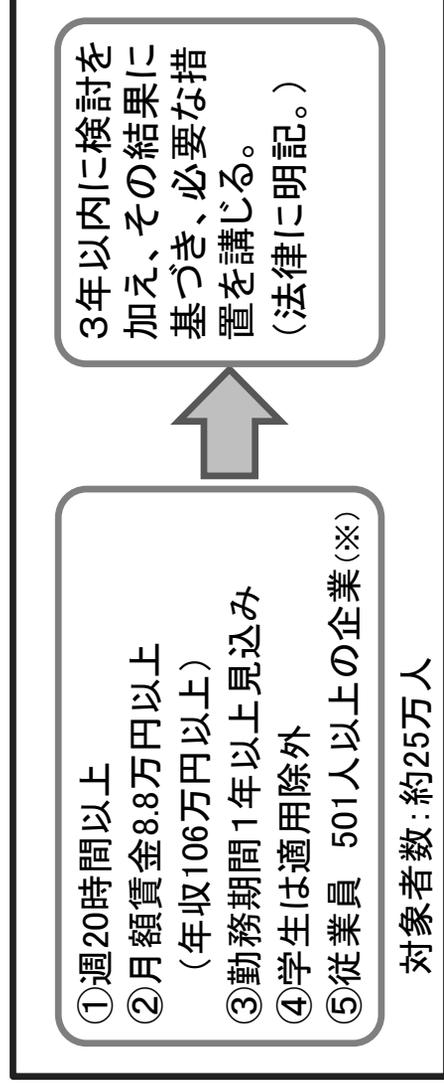
「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(1) 女性の活躍を支援する税制・社会保障制度等
小項目	
該当施策名 (事業名)	短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
該当施策の背景・目的	平成 24 年に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 62 号)」により、一定の条件を満たす短時間労働者について、平成 28 年 10 月から被用者保険の適用拡大を実施することとしており、働き方に中立的な社会保障制度としていく観点からも、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を進めていくことが課題とされている。
該当施策の政策手段の分類	<p>○ A 法令・制度改正</p> <p>B 税制改正要望</p> <p>C 予算</p> <p>27 年度予算： 千円</p> <p>※内数である場合はその旨記載。</p> <p>28 年度要求方針： 新規 拡充 継続</p> <p>※該当するものに○をしてください。</p> <p>D 機構定員要求</p> <p>E その他(具体的に：)</p>
該当施策概要	平成 24 年に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 62 号)」により、一定の条件を満たす短時間労働者について、平成 28 年 10 月から被用者保険の適用拡大を実施する。また、同月の施行に合わせて中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講ずるとともに、施行の状況や影響を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を進める。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 年金局年金課

平成28年10月施行の適用拡大の枠組み

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
- 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法））が成立した。

《改正内容》

短時間労働者への適用拡大（平成28年10月～）



（※）適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。

《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、当分の間、賃金が低い加入者の後期支援助金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

「日本再興戦略」改訂2015(抄)(平成27年6月30日閣議決定)

第2部

- 2. 雇用制度改革・人材力の強化
- 2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用
 - (3)新たに講ずべき具体的施策
 - i)女性の活躍推進
 - ⑬ 女性が働きやすい制度等への見直し

女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等の在り方については、世帯所得がなだらかに上昇する、就労に対応した保障が受けられるなど、女性が働きやすい制度となるように具体化・検討を進める。

税制については、昨年11月に政府税制調査会総会において取りまとめられた「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進めていく。

社会保障制度については、年金機能強化法による被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大(2016年10月施行)に加え、社会保障制度改革プログラム法や年金機能強化法附則に設けられた規定に基づき、2016年10月の適用拡大の施行の状況や影響を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていくとともに、2016年10月の施行に合わせて中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講ずる。

また、配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使に対しその在り方の検討を促す。

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(2) 長時間労働の削減等の働き方改革
小項目	I 労働時間制度の見直し II 長時間労働を前提とした働き方を見直しに向けた企業への働きかけ等
該当施策名 (事業名)	I 「労働基準法等の一部を改正する法律(案)」の円滑な施行 II 長時間労働の削減等の働き方を見直しに向けた取組の推進(①企業労使の自主的取組に対する技術的支援(自己診断用指標の開発・活用、ポータルサイトの設置・活用、コンサルタントによる助言指導等)、②中小企業事業主に対する経済的支援(助成金)、③企業や労使団体への働きかけ)
該当施策の背景・目的	女性を含めたすべての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献などの生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分発揮できるようにし、更なる労働参加と生産性の向上を図る。
該当施策の政策手段の分類	<p>Ⓐ 法令・制度改正</p> <p>B 税制改正要望</p> <p>Ⓒ 予算 27 年度予算： 1,376,622 千円 (内訳) ・労働基準法周知経費：8,606 千円 ・長時間労働の抑制と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の実現：1,368,016 千円 28 年度要求方針： 新規 Ⓓ 拡充 継続</p> <p>D 機構定員要求</p> <p>Ⓔ その他</p>
該当施策概要	<p>I 第 189 回通常国会に提出している「労働基準法等の一部を改正する法律案」が成立した場合、下位法令の検討を労働政策審議会で速やかに行うとともに、法の円滑な施行に向けて事業主等に対する周知等を行う。</p> <p>II ①企業労使の自主的取組に対する技術的支援等 「働き方・休み方改善指標」の活用事例の収集・周知、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用した各企業への取組支援や、各労働局に配置している「働き方・休み方改善コンサルタント」による助言指導を行う。</p> <p>②中小企業事業主に対する経済的支援 中小企業事業主が、所定外労働時間の削減等に取り組んだ場合に、必要経費の一部について助成を行う(職場意識改善助成金)。</p> <p>③企業への働きかけ 全国的労使団体や業界のリーディングカンパニーに直接働きかけを行うとともに、労働局幹部が管内に本社機能を有する主要な企業のトップを訪問し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方を見直しに取り組むよう、働きかける。</p> <p>来年度においては、重点の趣旨を踏まえて拡充に向け検討している。</p>
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 労働基準局労働条件政策課